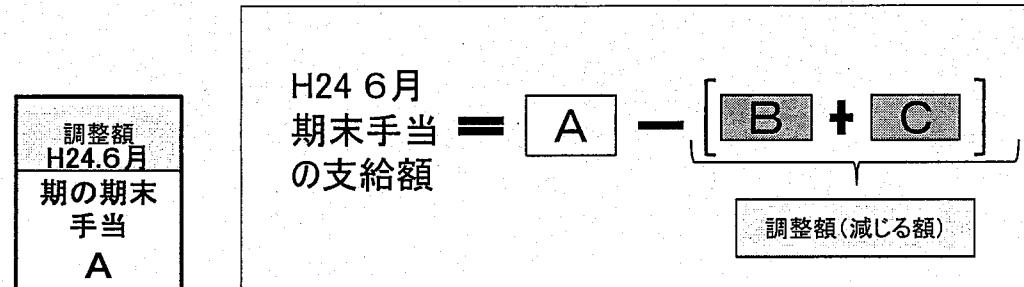
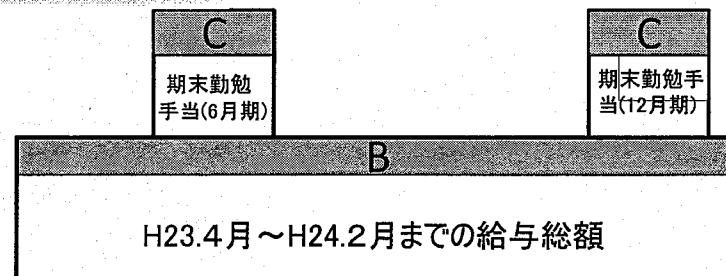


平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置の概要

【概要(法律)】

※減額改定対象職員:①俸給月額が減額改定される職員、及び②平成17年改正給与法附則第11条の現給保障のための経過措置の対象職員



A 給与法の本則等の規定により算定される期末手当の額

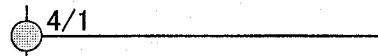
B 基準日(平成23年4月1日又は減額対象職員となった日)の俸給等の月額 × 0.37% × (11月 [H23.4～H24.2の月数] — 人事院規則で定める月数)

C 平成23年6月及び12月に減額改定対象職員に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額 × 0.37%

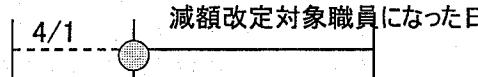
【規則の内容】

1. 俸給等の月額の算定の基礎となる基準日の特例

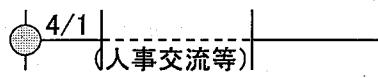
(原則①)4/1から引き続き減額改定対象職員の場合



(原則②)4/2以降に減額改定対象職員となった場合

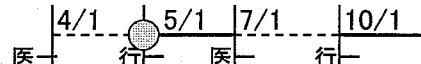


(例外)4/1に減額改定対象職員であった職員が人事交流等により地方公務員等となり、その後引き続き職員となった者の場合



2. 基準日が2つ以上ある場合の取扱い

①減額改定対象職員以外の職員から減額対象職員となった場合 → 最も早い日



②職員以外の者が減額改定対象職員となった場合
(人事交流等を除く。) → 最も遅い日



3. 月数の算定方法

以下の(1)の在職しなかった期間等がある場合には(2)の月数を減じる。

(1)在職しなかった期間等

- ①職員として在職しなかった期間
- ②休職(俸給の全額を支給された期間を除く。)、専従、派遣、育休等の期間
- ③停職期間
- ④減額改定対象職員以外の職員であった期間
- ⑤俸給半減等により給与を減額された期間
- ⑥欠勤のため給与を減額された期間

(2)減じる月数

- ・①、②、④又は⑤に掲げる期間のある月
- ・③又は⑥に掲げる期間のある月であって、その月に支給される俸給の額が俸給等の月額の合計額に0.37%を乗じて得た額に満たない月

4. 平成23年6月・12月期の期末・勤勉手当に係る調整額(Cの額)を減じない職員

6月・12月の期末・勤勉手当受給後に退職し、その後基準日(平成24年6月1日)までの間に再び採用された者(人事交流等採用者を除く。)

5. 特別国家公務員等に係る特例

特別国家公務員等として在職した期間に係る減じる額(B+Cに相当する額)を減じる。

6. 施行日～基準日(平成24年6月1日)までに退職し、再び採用された者の取扱い

施行日後に退職(人事交流等による場合を除く。)し、その後平成24年6月1日までの間に再び採用された者は、俸給等の調整額(B)を減じない。(退職前の在職期間は職員として在職しなかった期間とみなす。)

【事務総長通知の内容】

◆俸給等の算定の基準となる日に、休職等により俸給等の全額が支給されない職員であった者の俸給等の月額の合計額は、俸給等の全額を支給されたものとして算定する。

◆異動後官署への関係書類の通知

◆計算過程等の明確化